

熊本県地域経済牽引事業促進協議会規約案

(名称)

第1条 この会は、熊本県地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成29年法律第47号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項について協議を行うことにより、地域経済牽引事業の促進のために、当該地域の地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更（軽微な変更を除く。）に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (4) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる者を構成員とする。

(1) 市町村

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町

(2) 熊本県

(3) 地域経済牽引支援機関として法第2条第2項に規定する支援を実施すると見込まれる者

株式会社肥後銀行、株式会社熊本銀行、熊本県信用保証協会、公益財団法人くまもと産業支援財団、熊本県商工会連合会、熊本県商工会議所連合会、熊本県中小企業

団体中央会、熊本県産業技術センター、国立大学法人熊本大学、公立大学法人熊本県立大学、熊本県立技術短期大学校、学校法人君が淵学園崇城大学、学校法人東海大学、一般社団法人熊本県工業連合会

(4) 法第7条第2項各号に掲げる者

- 2 前項第1号に掲げる市町村及び熊本県は、同項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員として加えるとされていないものが、法第7条第3項に規定する主務省令で定める期間内に、前項第1号に掲げる市町村及び熊本県に対して自己を協議会の構成員として加えるように申し出た場合に、必要があると認めるときは、構成員とすることができる。
- 3 構成員は非常勤とする。

(公表)

第5条 協議会の公表は、熊本県のホームページへの掲載により行う。

(役員)

第6条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、構成員の中から互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、第3条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が会議に招集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は構成員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は構成員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事柄は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊

重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課に事務局を置く。

(協議会解散の場合の措置)

第12条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他必要事項)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成29年 月 日から施行する。